

第 6 号様式 (第 8 条)

(表)

第 号	
安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則 第 8 条第 4 項の規定による身分証明書	
写真	氏 名
	生年月日
年 月 日発行	
名古屋市長	
	印

(裏)

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則 (抜すい)

(過料)

第 8 条 条例第 12 条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

2 条例第 12 条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書 (第 4 号様式) を交付するものとする。

3 前項の処分をしようとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書 (第 5 号様式) の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

4 前 2 項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書 (第 6 号様式) を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 備考 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。